

設計・施工一括発注方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿波市が発注する建設工事について、設計・施工一括発注方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、設計・施工一括発注方式とは、設計・施工分離の原則の例外として、基本設計または技術提案を基に入札する方式で、次のものをいう。

- (1) 概略の仕様や基本的な性能・設計に基づき、設計と施工を一体として発注するもの（以下「性能発注方式」という。）。
- (2) 基本設計に基づき、詳細設計と施工を一体として発注するもの（以下「詳細設計方式」という。）。

(対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に該当するものとする。

- (1) 高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間における施工技術の開発が著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当なもの。
- (2) メーカーや施工業者が保有する機器材等により施工方法等が異なるため、これらを踏まえた詳細設計を行うことが効率的と考えられるもの。

(工事の選定等)

第4条 工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、建設工事審査委員会が行うものとする。

(設計価格)

第5条 設計価格は、技術提案を含めた適切な設計に基づく見積書により算定するものとする。

2 設計価格の算定にあたっては、提出された見積書を審査し、基準に適合した見積書のうち最低の見積価格を設計価格とするものとする。

(設計変更)

第6条 設計変更は、詳細設計終了時に数量等を変更する必要性が生じた場合及び自然条件、地盤条件、環境条件、施行方法等に関して発注時の仕様を著しく変更する必要性が生じた場合に実施するものとする。

(変更見積書)

第7条 詳細設計の完了時及び工事着手後に、発注者は、請負者に変更見積書の作成を指示し、提出された変更見積書を審査し、変更設計書を作成する。

- 2 詳細設計完了時における変更設計書は、当初設計の数量が予備設計又は仕様書で算出した概算数量であるため、詳細設計完了時に変更する。また、当初設計の施工方法、仮設等の考え方については、予備設計が最も合理的な方法を採用していると思われるため、原則として変更しない。ただし、予備設計より優れた提案に対して発注者が認めた場合はこの限りではない。
- 3 工事着手後における変更設計書は、工事目的物の性能、自然条件、地盤条件、環境条件等の発注時の仕様を工事着手後に著しく変更する必要性が生じた場合及び施工中に予期できなかった埋蔵文化財が発見された場合など、発注者がリスクを負担すべきと判断される事象が発生した場合とする。

（競争参加者の選定等）

- 第8条 一般競争入札においては、所要の競争参加資格を有しているほか、設計提案書の審査の結果、妥当と認められた者を競争参加者として参加させることとする。
- 2 公募型指名競争入札においては、所要の資格要件を有しているほか、設計提案書の審査の結果、妥当と認められた者のうちから、設計提案書の内容の優劣も勘案のうえ指名するものとする。
 - 3 指名競争入札においては、所要の資格要件を有している者とする。
 - 4 本方式は、原則として競争入札によることとするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合など特別な理由がある場合には、随意契約方式によることができる。

（提案の募集）

- 第9条 提案の募集にあたっては、入札説明書等に次の事項を明示することにより行うものとする。
- (1) 当該入札説明書等に係る工事が、設計・施工一括発注方式の対象工事であること。
 - (2) 発注者が示した仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき、工事施工に必要な実施設計及び施工方法等についての技術提案を求めること。
 - (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。
 - (4) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

（技術提案書の提出）

- 第10条 入札参加者は、契約担当者が技術提案を行う場合、内容を明示した技術提案書を提出するものとする。
- 2 前項の規定により提出された技術提案書は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 技術提案書の返却及び公表は行わないものとする。
 - (3) 技術提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

（提案の審査等）

- 第11条 技術提案の審査及び採否の決定は、指名審査会が行うものとする。
- 2 審査にあたっては、設計案及び施工方法案等に基づいて、工事目的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

（提案者等に対する採否の通知等）

- 第12条 契約担当者は、技術提案の採否について、提案者に対して、技術提案の採否通知書により通知するものとする。
- 2 前項の場合、技術提案が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。

（その他）

- 第13条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年5月18日から施行する。